

ねんきん酒田

発行
令和5年4月1日
酒田市国保年金課

公的年金は、やがて迎える老後や、万が一、けがや病気で障がいが残ったとき、一家の働き手が亡くなったときに年金を受給できるよう、保険料を出し合ってお互いを支え合う制度です。



① 国民年金に加入する方

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。国民年金の加入者のことを被保険者といい、職業等により次の3種類に分かれています。

区分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	第2号被保険者・第3号被保険者以外の方 (自営業者・学生等)	会社員・公務員など 厚生年金の加入者	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者
保険料の 納付方法	月額 16,520円 (令和5年度) ご自身での納付が必要です	給料から天引きされた本人 負担分と事業主負担分を合 わせて勤め先が納付します	配偶者(第2号被保険者) の加入している年金制度が 負担します
手続き先	国保年金課または 各総合支所市民係	勤務先	配偶者の勤務先

20歳になったら国民年金加入

20歳になってから、概ね2週間以内に日本年金機構から「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)」、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。(厚生年金に加入している方(第2号被保険者)を除きます)

なお、20歳になったときに、配偶者(第2号被保険者)の扶養となっている方は、配偶者の勤務先へ連絡し、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

基礎年金番号通知書

基礎年金番号
××××-××××××
フリガナ ネンキン タロウ
氏名 年金 太郎
生年月日 平成×年×月×日
令和×年×月×日 交付
厚生労働大臣

令和4年4月以降発行された基礎年金番号通知書

保険料の納付期限

納付対象月の翌月末日です。

※保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万が一の事故や病気で障がいが残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合があります。

保険料の納付方法

口座振替

希望の口座から自動的に引き落とされます。預貯金口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)か鶴岡年金事務所へお申し込みください。
※基礎年金番号の分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書や納付書)、通帳、金融機関届出印が必要です。

納付書払い

日本年金機構から送付された納付書により、金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアで納付してください。
※市役所・総合支所、鶴岡年金事務所の窓口では納付できません。

クレジットカード

鶴岡年金事務所へお申し込みください。
※口座振替、クレジットカード納付の申込用紙は、日本年金機構のホームページ <https://www.nenkin.go.jp> からダウンロードすることができます。

電子納付

Pay-easy 対応のATMやインターネットバンキング、モバイルバンキングなどで電子納付を行うことができます。金融機関へお問い合わせください。

スマートフォンアプリ納付

スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付が利用できます。各決済アプリ(auPAY、d払い、PayB、PayPay)の使用方法等については、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。

お得な前納（前払い）

6ヶ月分、1年度分、または2年度分の保険料をまとめて前納すると保険料が割引されます。

○口座振替及びクレジットカード前納申込期限

前納の種類	申込期限	振替日
6ヶ月前納	4月分～9月分	2月末日 4月末日
	10月分～翌年3月分	8月末日 10月末日
1年前納	4月分～翌年3月分	2月末日 4月末日
2年前納	4月分～翌々年3月分	

※振替日が休日の場合は翌営業日に振替されます。

○令和5年度に前納する場合の保険料額

納付方法		納付額	割引額
定額納付 (年額)	現金納付	198,240円	なし
	クレジットカード納付		
	翌月末振替の口座振替		
当月末振替の口座振替（早割）		197,640円	600円
6ヶ月前納	現金・クレジットカード	98,310円	810円
	口座振替	97,990円	1,130円
1年前納	現金・クレジットカード	194,720円	3,520円
	口座振替	194,090円	4,150円
2年前納	現金・クレジットカード	387,170円	14,830円
	口座振替	385,900円	16,100円

※令和5年度保険料16,520円、令和6年度保険料16,980円で計算

将来の年金額を増やしたいなら「付加保険料」で堅実に

定額保険料(16,520円)に付加保険料(月額400円)をプラスして納めることで、受給する年金額を増やせます。

●例えば、20歳以上60歳未満の40年間、付加保険料を納めていた場合の受取額は…

200円×480月(40年)＝96,000円(年額)が基本額に加算されます。

※申し込んだ月からの加入となります。さかのぼって納付することはできません。

※保険料免除・納付猶予等の承認を受けている方は加入できません。

付加保険料を納めた分は、
受給2年以上でプラスに！

2 国民年金には3つの基礎年金給付があります

老齢基礎年金

原則65歳から生涯受給できます。希望すれば、繰上げ・繰下げ受給できる制度もあります。



年金額 (令和5年4月～)

(年額)

795,000円

この額は、20歳から60歳までの40年間、すべての保険料を納めた場合です。保険料の未納や免除期間がある場合、減額されます。

障害基礎年金

けがや病気で障害年金の等級1級・2級の状態になったときに受給できます。受給要件については、お問い合わせください。



年金額 (令和5年4月～)

[1級]

993,750円

[2級]

795,000円

※子がいる場合は、加算があります。

子の年齢要件

- ・18歳の誕生日の属する年度末日(3月31日)を経過していない子
- ・20歳未満で障害年金の等級1級または2級の障がいのある子

遺族基礎年金

国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格を満たした人などが亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子が受給できます。

年金額 (令和5年4月～)

[子のある配偶者(子1人)]

1,023,700円

[子が受給するとき(子1人)]

795,000円



老齢基礎年金を受給するためには…

受給資格期間（保険料を納めた期間・免除期間を合わせた期間）が、原則として10年以上あることが必要です。

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給するためには…

初診日（遺族基礎年金の場合は死亡日。以下「初診日等」という）の前日に、次の①または②の納付要件を満たすことが必要です。

- ①初診日等のある月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
- ②初診日等のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

※初診日とは、障がいの原因となったけがや病気について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。

※年金額は、新規裁定者（67歳以下の方）の金額です。前年の消費者物価や賃金の変動等によって毎年度改定されます。

③ 保険料の納付に困ったときは、免除等についてご相談ください

保険料免除 申請手続きが必要です。原則申請日より2年1か月前までさかのぼって申請できます。

受付期限がありますので、国保年金課または各総合支所市民係へお早めにご相談ください。

種類	内容	令和5年度 納付額 (月額)	令和5年度 免除(猶予)額 (月額)	受給額に反映 する金額(年額) 令和5年度の 受給基準	受給資格 期間(10年) に計算
納付	保険料を納めることで満額の基礎年金を受給できます。	16,520円	—	1,656円	されます ○
申請 免除	全額免除	0円	16,520円	828円	免除後の 保険料を 納付した 期間について されます ○
	4分の3納付	12,390円	4,130円	1,449円	
	2分の1納付	8,260円	8,260円	1,242円	
	4分の1納付	4,130円	12,390円	1,035円	
納付猶予制度 (50歳未満の方)	「申請者本人」 「申請者の配偶者 (別居を含む)」 それぞれの前年所得が一定以下の場合には承認されると保険料の支払いを猶予することができます。	0円	16,520円	0円	されます ○
学生納付特例制度	前年の所得が一定以下の学生は、承認されると在学期間中の保険料の支払いを猶予することができます。	0円	16,520円	0円	
産前産後 期間免除	出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間(多胎妊娠の場合は3ヶ月前から6ヶ月間)の保険料の全額が免除されます。出産予定日の6ヶ月前から届出可能です。 ※産前産後免除の要件を満たしている場合には、法定免除や申請免除よりも優先されます。	0円	16,520円	1,656円	
法定免除	障害年金1級または2級を受給している方、生活保護法による生活扶助を受けている方は、前年の所得に関わらず、届出することで保険料の全額が免除されます。	0円	16,520円	828円	されません ×
未納	保険料、または一部免除された場合の免除後の保険料を納めない状態をいいます。督促等の対象になるほか、年金を受給できなくなる場合があります。	0円	—	0円	

離職(退職・失業)による特例
所得審査の対象となる方の中に、離職した人がいる場合、その人の所得を除外して審査されます。

承認期間 申請免除・納付猶予は7月から翌年6月まで、学生納付特例は4月(または20歳誕生日、ただし、1日が誕生日の方は前月)から翌年3月までです。

- 必要なもの**
- 年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーのわかるもの(本人確認が必要です)
 - 離職特例で申請する場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証(雇用保険受給資格通知)のコピーなど
 - 学生納付特例の申請は、上記に追加して学生証のコピー(表と裏の両面)または在学証明書(原本)

代理で申請する場合

- 代理人の身分証明
- 別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。

4 年金額を増やしたいときは

免除等の期間の保険料を納付(追納)する

免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受給する年金額が少なくなります。追納の場合、10年前までさかのぼって納めることができるので、老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。ただし、3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算額がつきます。

60歳以降に任意加入をする 月額 16,520円 (令和5年度)

次のすべての条件を満たす方が任意加入をすることができます。

- 日本国内に住む60歳以上65歳未満で厚生年金に加入中ではない方
- 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年) 未満の方
※さかのぼって任意加入することはできません。
※納付方法は口座振替またはクレジットカードとなります。



老齢基礎年金を繰下げ受給する

- 66歳以降75歳までに年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。(75歳を選択した場合、65歳と比較して年間受給額が最大84%増)

5 こんなときは市役所へ届出を

届出内容	<ul style="list-style-type: none"> ○退職したとき(20歳以上60歳未満) ○配偶者の扶養から外れたとき(配偶者が退職した、本人の収入増、離婚したなど) ○勤めている配偶者が65歳になったとき ○付加保険料を納めたいとき ○任意加入したいとき ○海外に居住するとき ○海外から帰ったとき 		
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○資格喪失日(扶養から外れた日)の分かる書類(例)資格喪失連絡票、雇用保険被保険者離職票等 ※勤めている配偶者が65歳になった時は不要 ○年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーのわかるもの ○本人の身分証明 ※本人・同一世帯以外の方が届出される場合は、委任状が必要です。 		
受付時間	月曜日～金曜日/午前8時30分～午後5時15分(祝祭日・年末年始を除く)		
問い合わせ	酒田市役所国保年金課国民年金係 ☎26-5728(直通)	松山総合支所市民係 ☎62-2611(代表)	
	八幡総合支所市民係 ☎64-3112(直通)	平田総合支所市民係 ☎52-3913(直通)	

6 年金受給に関する相談は街角の年金相談センター酒田へ

主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ○受給相談および年金見込み額の試算 ○厚生年金、国民年金の請求手続き ○受給者が死亡したとき ○源泉徴収票・支払通知書・年金証書などの再発行 ○ねんきん定期便などの記録照会 	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の身分証明 ○基礎年金番号またはマイナンバーのわかるもの(年金手帳、年金証書、マイナンバーカードなど) ※本人以外の方が相談される場合は、委任状と代理の方の身分証明が必要です。 	
受付時間	月曜日～金曜日/午前8時30分～午後5時15分 (祝祭日・年末年始を除く) 週初の開所日/午後7時まで時間延長 毎月第2土曜日/午前9時30分～午後4時	
問い合わせ・年金相談予約番号	街角の年金相談センター酒田 予約専用電話 ☎ 0570-05-4890 鶴岡年金事務所 ☎ (0235)23-5040 ※事前に予約すると、待ち時間が少なくなります。	

